

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 23 日 (月) 第 703 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の取消し (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 県営土地改良事業の工事の完了 (4件) (農地整備課取扱い) 2
- 令和7年度地籍調査事業計画の公表 (農地保全課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 3
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (2件) (港湾空港課取扱い) 3
- 都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 5

## 正 誤

- 鹿児島県公報第687号の5 (令和8年1月23日付け) の一部訂正 (※) (教職員課取扱い) 5
- 鹿児島県公報第502号の15 (令和6年3月29日付け) の一部訂正 (※) (労働委員会事務局取扱い) 5

## 告 示

## 鹿児島県告示第180号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 8 年 3 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所  
始良郡湧水町幸田字神ノ前2228番1から2228番9まで、字長谷2229番、2229番1から2229番6まで、2233番1、2234番1、2235番、2236番、2237番1、2237番4、2240番1、2241番1、2242番1、字三ツ口山2243番1、2243番17、2243番20、2244番1、2244番2、2246番1、2246番2、2247番1から2247番4まで、字九郎太郎2249番1から2249番8まで、2249番10から2249番17まで、字迫ノ谷2304番1、字新番2440番1から2440番5まで、字小松2465番、2466番1、2466番2、2466番5、2466番7、2467番1から2467番4まで、2470番1、2470番8、2470番16から2470番18まで、字楠谷2471番1、2471番2、2472番1から2472番3まで、2472番5、字池野2495番1、2495番2、字櫻ヶ谷2608番1、字一本松2625番1、2625番2
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び湧水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鹿児島県告示第181号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

令和8年3月23日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定居宅サービス事業者			取消年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護・こっこの家	始良市東餅田581番地3	特定非営利活動法人生活支援センター	始良市東餅田554番地1	神田 澄子	令和8年3月1日	訪問介護

#### 鹿児島県告示第182号

土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）中野地区の工事は、平成21年3月24日に完了した。

令和8年3月23日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第183号

土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）宇都地区の工事は、平成21年3月24日に完了した。

令和8年3月23日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第184号

土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）山口田地区の工事は、平成22年1月6日に完了した。

令和8年3月23日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第185号

土地改良事業県営ため池整備（農用地保全）新山地区の工事は、平成22年3月2日に完了した。

令和8年3月23日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第186号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和7年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和8年3月23日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行う者の 名称	調 査 地 域	調 査 期 間
西之表市	西之表市西之表の一部	令和 8 年 3 月 6 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで

**鹿児島県告示第187号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 8 年 3 月 23 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	霜出川辺線	南九州市川辺町高田字鎌ゲ タ7355番3地先から同市川 辺町高田字水之尾9282番1 地先まで	前	5.3~54.9	1,089.6
			後	10.2~71.2	1,089.6

**鹿児島県告示第188号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 8 年 3 月 23 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	霜出川辺線	南九州市川辺町高田字鎌ゲ タ7355番3地先から同市 川辺町高田字水之尾9282番1 地先まで	令和 8 年 3 月 23 日

**鹿児島県告示第189号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和 8 年 3 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一  
川内港港湾管理者 鹿児島県  
代表者 鹿児島県知事 塩田康一

- 1 しゅん功認可年月日  
令和 8 年 2 月 27 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
鹿児島県  
鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県知事 塩田康一
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
薩摩川内市港町字唐山6110番196の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉔の地点と㉕の地点とを結んだ線により囲まれた区域  
㉕の地点 薩摩川内市港町字唐山6117番1の国土地理院唐山三等三角点(北緯31度51分43秒8988, 東経130度12分06秒2442)から298度18分02秒539.103メートルの地点  
㉔の地点 ㉕の地点から289度25分59秒61.074メートルの地点  
㉖の地点 ㉔の地点から19度29分11秒34.717メートルの地点  
㉗の地点 ㉖の地点から289度27分59秒68.927メートルの地点  
㉘の地点 ㉗の地点から19度41分36秒160.562メートルの地点  
㉙の地点 ㉘の地点から109度32分58秒125.868メートルの地点  
CC5の地点 ㉙の地点から199度29分43秒6.101メートルの地点  
C231の地点 CC5の地点から199度30分01秒81.867メートルの地点  
C230の地点 C231の地点から199度30分00秒16.500メートルの地点  
㉚の地点 C230の地点から199度29分59秒71.932メートルの地点  
㉛の地点 ㉚の地点から154度29分49秒5.091メートルの地点  
㉜の地点 ㉛の地点から199度30分13秒14.701メートルの地点

## (3) 面積

22,296.67平方メートル

## 4 埋立地の用途

ふ頭用地

## 5 埋立免許年月日及び番号

平成3年12月21日

指令港第445号

## 6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村

薩摩川内市

## 鹿児島県告示第190号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和8年3月23日

川内港港湾管理者 鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 塩田康一

## 1 しゅん功認可年月日

令和8年3月11日

## 2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 塩田康一

## 3 埋立区域

## (1) 位置

薩摩川内市港町字唐山6110番199の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉞の地点と㉟の地点とを結んだ線により囲まれた区域  
㉟の地点 薩摩川内市港町字唐山6117番1の国土地理院唐山三等三角点(北緯31度51分43秒8988, 東経130度12分06秒2442)から297度22分00秒563.676メートルの地点

㉞の地点 ㉟の地点から289度27分56秒4.993メートルの地点

㉟の地点 ㉞の地点から18度58分18秒3.005メートルの地点

㊱の地点 ㉟の地点から289度25分04秒30.437メートルの地点

㊲の地点 ㊱の地点から19度29分11秒2.300メートルの地点

㊳の地点 ㊲の地点から109度25分59秒35.481メートルの地点

## (3) 面積

96.49平方メートル

- 4 埋立地の用途  
ふ頭用地
- 5 埋立免許年月日及び番号  
令和 4 年 9 月 16 日  
指令港空第148号
- 6 公有水面埋立法第22条第 3 項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村  
薩摩川内市

**鹿児島県告示第191号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により志布志市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 志布志都市計画下水道
  - (2) 名称 志布志市公共下水道及び志布志市都市下水路
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

**大隅地域振興局告示第 8 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 8 年 3 月 23 日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
五縁	鹿屋市上野町 4780番地2	株式会社 family ties	鹿屋市上野町 4780番地2	泉 大輔	令和 8 年 3 月 1 日	共同生活援助

**正 誤**

令和 8 年 1 月 23 日付け鹿児島県公報第687号の 5 中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
3	上から 1 行目	第 4 条	第 3 条

令和 6 年 3 月 29 日付け鹿児島県公報第502号の15中次のとおり誤りがあったので、訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
			下から 4 行目
		昭和61年 鹿児島県訓令第 1 号 鹿児島県地方労働委員会	